

地研通信

発行人 茂木陽一
編集人 森岡洋
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
津市一身田中野字蔵付157番地
〒514-01 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次学長

シンポジウム「津の再生と発展を目指して —津の街の歴史に学ぶ」の成功

1996 年 11 月 9 日（土）午後 1 時～5 時、三重短期大学 41 番教室において、地域問題総合調査研究室第 11 回地域問題研究交流集会をかねて表記シンポジウムが開催され、150 名あまりの参加者を得て盛会であった。今回は、本研究室としては、はじめての大学祭参加企画であり、同じく、大学祭参加企画として 42,43,44 教室開催された I、II 部正田ゼミ『写真と地図でみる津市の 107 年』展とのジョイント企画としても行われ、津市の近現代史を学ぶ中で、津の街の現在と未来を考えるという本研究室にふさわしい企画であった。

当日の報告論題と講師・パネラーの方々は以下の通りである。

報告 1 「城下町津の成立」樋田清砂氏（三重県史編纂室）

報告 2 「近代都市津の成立」岡正基氏（津市教育委員会）

報告 3 「津の戦後復興」（大井五夫氏）
（中日本造園）

司会 茂木陽一地域問題総合調査研究室長

以下、報告要旨及び討論の概略を紹介する。

（樋田報告）

「津」という漢字は中国語では「しん」と読み、水の出入り口のことを指す。つまり、港を意味するのであるが、もともとは「安濃津」と呼ばれていたのが、次第に単に「津」と呼ばれるようになった。資料的にみても、神宮神主帖に鎌倉時代はじめて国内交易の地として開か

れていたとの記載がある。また、博多の津、薩摩の津と並んで中国貿易の主要な港の一つでもあった。

南北朝の頃には、北畠氏が岩田川をはさんで交戦したり、足利義教が安濃津で宿泊したという事跡が知られることから、ある程度の市街地の発達がみられたと思われる。

戦国時代に入り、安濃津の支配者であった長野氏は、勢力を拡大する織田信長に対し、信長の弟（後の織田信包）を養子に迎え（長野信良）、臣従した。1560 年頃、織田信包が安濃津城を創築し、関ヶ原の戦いの前哨戦として、富田知信が徳川方に対して一時安濃津城籠城戦を企図したことが知られている。

慶長 13 年、徳川家康によってかの地に封ぜられた藤堂高虎によって津城大改築が行われるに及んで、本格的な城下町としての町割が行われるに至った。当時の町割は、城を中心として、武家屋敷、内堀、町人屋敷、外堀の順に画然としており、岩田口番所や京口番所などの門を閉鎖すると城への出入りは不可能な形を取る、城の防備を第 1 においた支配階級中心の町割であった。藤堂藩は、地侍が少なく、このことが地元意識から町をもり立てるといった機運をあまり醸成せず、その後の津市民の気風の中にも影響を与えているかもしれない。津の街づくりに関しては、津の歴史的景観の保全が自分の課題であると考えている。

（岡報告）

津が近代都市になっていく前史として、文明開化と鉄道の開通をみておかなければならない。津は県庁があったこともあり、比較的ハイカラ志向が早くから広まったところであり、郵便、

電報、電話等も県下ではいち早く敷設された。反面、藤堂氏が一族をあげて東京に移り住んだためもあって、津城は明治 18 年には早くも石垣を残すのみとなってしまった。

明治 20 年代になると、関西鉄道亀山・津間、参宮鉄道津・宮川間が開通した。鉄道は中心部を避け、市街地の西側に敷かれたので、そのことが、現在の市の中心部と津駅・新町駅などが分離され中心地があまり明確でない町の特性を作り出す原因となった。

明治 20 年代後半から 30 年代にかけて、津市では近代的繊維工場が立地し、それに伴い、外堀の埋め立てや労働者向け住宅が建設されるなど町並みは大きく変貌していった。明治 29 年には、関西製糸ができ、その後、三重紡績津分工場（東洋紡）などができていった。

外堀の埋め立てに伴って、作られた町並みには、藤堂家の家紋の葛にちなんだ葛町という命名や泉町などが作られていった。また、県庁所在地にもかかわらず、狭い道路や人力車の数も少ないといった事態の解決を目指して、阿漕から津までをまっすぐに通る国道 1 号線（現在の国道 23 号線）が建設された。

第 1 次世界大戦によりもたらされた好景気から産業は発展し、交通・運輸面での発展をうながした。明治の終わりから大正にかけて、現在は全くそのあとを残っていないが、市内と近郊（現芸濃町椋本、など）を結ぶいくつかの軽便鉄道も次々に敷設された。また、バスや電車の利用も活発になっていった。こうした都市化・近代化の波の代表的なものとして新岩田橋の架橋や百五銀行ビルの建設があげられる。これは、県下で、鉄筋コンクリートづくりの橋、ビルディングとしてはともに第 1 号であった。

こうした都市化・近代化の時代の中で、近代都市建設事業の推進のため、津市に臨時事業調査委員会が設置され、市の発展のために必要な基本的事業として上下水道を開削することが決定された。このうち、大正末期から着手された上水道は、長野川より大規模な隧道を開削する自然流下式のもの（現在も市の水道水の中心をなす）で、当時の最先端の技術を駆使し、市の年間予算の 5 年分を費やす大工事の末、完成した。

さらに、世界恐慌にたいする雇用・失業対策としても大規模な都市計画事業が橋北地区などで土地区画整理事業として取り組まれたが、全体としては、第 2 次世界大戦のため未完成に終

わった。

（大井報告）

昭和 20 年 7 月 28 日 10 時過ぎ、B29 による焼夷弾攻撃を受け、津は一日にして焼け野原と化してしまった。このときの焼失面積は市街地の 73%にも及び、罹災戸数 10294 戸で全戸数の 54%、罹災人口 40431 人で総人口の 54%という大打撃を受けた。焼失した市街地や住居を復興するため、昭和 20 年 11 月に策定された戦災都市復興計画に基づいて、土地区画整理や都市計画街路の事業が進められた。なかでも、幅 50m にも及ぶ幹線道路計画は、防火のため、国道 1 号線（現 23 号線）を縦軸、津高前の道路を横軸として建設された。道路幅は実際には 36m に短縮されたところもあるが、現在の交通量をさばくには役立っているといえる。また、焼失した建物の残骸を処理するため津城の内堀を埋め立てたため、戦前まで残っていた堀割もほとんどなくなった。土地区画整理は「総論賛成、各論反対」ということでその事業完成には長期間を要した。また、昭和 28 年 9 月の台風 13 号により市街地の大半が浸水し、その被害も大きかったため、戦災復興と災害復興の両面から津市は財政難に陥り、都市計画事業にも多大な困難をもたらしたといえる。

（討論の概略）

シンポジウムにおいては、①津の城下町、特に城や堀割がどうしてほとんど残らなかったのかについて質問が出され、東京にでた藤堂家の都合、戦災復興への利用等がその主たる原因であるとされた。②かつて、軽便鉄道などが存在し、必ずしも津は交通の通過点ではなかったのに、現在では通過点になっている点についてつっこんだ討論が行われた。③現在の津市のドーナツ化、中心部の空洞化にどう対処するのかという質問に対しては、パネラーから若いみなさんで考えてほしいと逆に課題を与えられる結果となった。

（文責 疋田）

環境基本計画論批判

疋田敬志

はじめに

国の環境基本計画が1994年12月に策定され、全国の都道府県の大半でも、環境基本計画が策定中である。1996年3月現在で、埼玉県、山梨県、岐阜県、大阪府、奈良県、愛媛県、福岡県の7県が策定済みであり、既存計画があるとして今回の策定を見送った岩手県、島根県、佐賀県をのぞくその他のすべての都道府県が策定中である。また、三重県下では四日市市と名張市が策定済みであり、津市、上野市、鈴鹿市、久居市、飯高町が策定中である。(註1)

また、環境基本計画に関する論考も相当数に及び、環境基本計画論花盛りといってよい状況になりつつある。ここでは、網羅的ではないが、現在だされている代表的環境基本計画論(註2のリスト参照)のいくつかについて検討・批判を加え、国の環境基本計画のあり方とあるべき環境基本計画行政の姿を考える基礎視角を考える。

ただし、宮本憲一「第5章 環境基本計画をめぐって」(『環境政策の国際化』所収 実教出版 1995.6)については、別稿において検討する予定であるので(疋田敬志「環境の総合的管理と環境基本計画—三重県環境基本計画の策定について」、三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研年報第2号』所収 1997.3)、ここでは独立してはふれなかった。

I 環境庁・小林光氏の環境基本計画論

小林光氏は現在の環境庁における中心的論客の一人である。1993年の環境基本法制定時は、環境庁企画調整局計画調査室長を務め、現在は環境庁地球環境部環境保全対策課長を務めている。著書に『日本の公害経験』『環境保全型企業論』などがある。

ここでは、『日本の進路研究 環境問題の実践課題 日本再生の処方箋Ⅳ』(財)経済広報センター 1996.4(文献9)における小林氏の所論を取り上げて検討する。

まず、はじめに「環境基本計画について」の内容を紹介し、ついでその検討を行う。同論考は以下のような構成をとっている。

1.新しい時代に入った環境問題

2.環境基本法は公害対策法とは異なる

3.環境基本計画

(1)新しい時代に入った環境問題

「新しい時代に入った環境問題」において、小林氏が展開している議論は大要以下の通りである。

「貿易と環境というイシュー」という項においては、アメリカが、メキシコが流し網でマグロを捕ったことを問題にし、メキシコのマグロ缶詰を輸入しないということをやったことを取り上げて次のように指摘している。以前ならば、…相手方の国のいわば国内環境問題であった、それが環境保護的でないということで、その製品の輸入を止めてしまう、というプロダクションのプロセスの規制が問題になる時代である。

「貿易の自由化と環境」においては、次のようにいう。「自由貿易の趣旨は、生産要素の価格をなるべくきちっと反映する」、生産要素の価格について優位のあるところで生産が行われる、つまり、環境を含めた資源がより有効に、より効率的に今後利用されるところで、換言すれば、環境上脆弱なところの生産が減って、環境が強いところの生産が増えることになる、と説く。

「ISOの企業の環境管理システムの標準化」においては、企業の事業活動を進めるときに、今後、ISOによる環境管理システムが国際的な規格になってくる、したがって、国際的に流通する商品を作るような方は当然こういうものに関心を持たざるを得ない、と説得している。

「二酸化炭素の問題と国連の枠組み条約」の項では、国際的には先進国は1990年の排出量のレベルに2000年までに戻しましょう、といており、その環境対策が企業の活動の制約になる、と指摘する。

「酸性雨の問題」の項においては、アジアは世界の経済の成長のセンターであるので、21世紀末には確実にアジアの方が深刻な問題になる、と指摘する。

「途上国の環境対策の成否」においては、途上国における環境難民の問題が、日本が曲がりなりにも経済が盛んであるということになると、難民の圧力をどうかわしていくのか、あるいは受け入れるのかというような問題にもなると指摘する。

以上、国際的な関連で産業界も環境対策を今までとは違った視点で取り組む必要がでてきたことをわかりやすく述べている。その上で、国内的には一番困っているのはゴミ問題であると指摘し、環境庁発足当時とは違う問題として、①「すべての要素が関係しあって環境問題になっている」こと、②「日常的な行為が環境問題の原因になっている」こと、③特に、市場メカニズムでは将来の世代の選考というエレメントはなかなか反映されないということを指摘した上で「国境を越え、世代を越えた視野が必要」なことを主張する。

環境問題の新しい段階の現状認識を説く議論としてバランスもよくきわめて説得的である。さすがに、環境庁の中心的論客の一人である。しかしその論調に若干気になる点もある。つまり、日本の産業界に新しい時代の環境政策を説いているからでもあるが、新しい環境政策が避けがたいという論点はよいとしても、新しい環境政策の方がお得ですよと誘導することにあまりにも議論が傾いているような気がするのは筆者だけのうがった見方であろうか。もちろんそうした説得は可能であるし、可能な限り展開されてよいと筆者も思うが、そうではない部分、企業にとって重荷であっても地球環境政策上、廃棄物対策上、避けられない政策、企業も地球という生態系に依拠してはじめて存在しうるのであるから、応分の責務を真正面から問わざるを得ない部分は残るわけで、その点が気になるといわざるを得ない。

(2) 環境基本法は公害対策法とは異なる

小林氏は、「環境基本法は公害対策法とは異なる」において、環境基本法における公害対策基本法との哲学の違いとして、以下の点を上げる。①新しい基本法のもとでは日本だけでなく地球の環境を守る、それも環境の恵みを将来世代にも継承する、ということ、②「ごみが発生すること自身は別に公害だといっていなかったが、環境負荷という観点ではそれも問題だ。あるいは、自然の中から資源を取り出す行為も環境に負荷を与えます。」何のために環境負荷を減らすのかといえば、…自然の健康を守るためである、③優れた自然だけでなく、ありふれた自然との共生をはかるという意味での「国土全体の多様性を守るという自然保護」の観点、④規制中心から総合的長期的施策の推進へという

環境行政手法の重点の違い。ここまでは特に問題はない。環境基本法がこれまでより明らかに前進した点である。また、それがどこまで実効性を持った施策として国の環境基本計画に取り入れ得たかは別にして、国の環境基本計画にもその哲学を幾ばくか体现した施策もみられる。問題はその後である。

小林氏は、哲学の⑤として「経済市場に組み込んだ分権的な手法」をあげる。そこでは次のように説かれる。「規制という手段に必ずしもよれませんが、まずは関係する人が自主的、積極的に環境対策を担うことが必要だと思います。分権的といってよいと思います。…もちろん環境規制、あるいは環境対策は、いわば公共財にかかるものですから、全部分権的にできるのかということ、これはもちろん疑問がある。」「政策手段も、…もうちょっと柔軟な、その行為をやってもいいけれども、たとえば、ペナルティーということではなくて、環境使用料といったものを払っていただく。」「そういった経済的な市場の中に環境上の判断を織り込んでいただく方法—これは環境税とか、排出権売買とか、いろいろな方法がございます。デポジットもそうかと思いますが、」と述べる。ここには、分権という言葉への誤解または意識的な誤用が存在している。分権とは、中央集権にたいする言葉であって、中央官庁の独り占めしてきた行政権限の地方公共団体等への権限再配分を指す。規制という手段に頼れないのは、いきなり厳しい環境政策上の規制を加えると経済への打撃が大きすぎるからであり、かえって実効性にも乏しいからである。長く続いてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムを物質循環とエネルギーの適正利用（化石燃料の消費による環境への負荷の大きなエネルギー利用から太陽エネルギー等の利用を中心としたより環境負荷の少ないエネルギー利用への転換）の行われる経済社会に変えていく過渡期は、環境税等の「環境政策上の判断から経済市場に組み込まれた手法」により誘導していく相当長期のスパンを想定せざるを得ないからである。こうした視点に立つてみると、環境使用料の解説にも弱点があることが分かる。「その行為をやってもいいけど」ではない、その行為を直ちに禁止することはできないが、環境負荷を与える行為であるので応分のコスト負担をしていただくという趣旨ではないだろうか。

上の点での理念上の若干の混乱をおくとして

も、国の環境基本計画には、物質循環とエネルギーの適正利用が行われる社会システムへの転換の道筋を明らかにするような施策は全く明確にされていない。

(3) 環境基本計画

小林氏は我が国の環境基本計画の特色として次の3点を上げる。

①「G7の中では4番目」

②「閣議決定という重みをもつ」小林氏は、イギリス、フランス、カナダの環境総合計画は、環境関連大臣の連盟・連署で作られているのに対して我が国のそれは閣議決定なので強いとするが、これは苦しい議論である。環境基本法に環境基本計画の他の行政施策にたいする優位性が明確にされなかった以上閣議決定であろうが大臣決定であろうが変わりはない。

③「国民の声をよく聞いた」確かに国民の声はよく聞いたが、国民の声はその修正には取り入れられることがほとんどなかった、というのが真実ではないだろうか。(文献5 182 頁以下)

このあと、国の環境基本計画の中身そのものの紹介が行われるが、この点については先にも述べた筆者の別稿(正田敬志「環境の総合的管理と環境基本計画—三重県環境基本計画の策定について」、三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研年報第2号』所収 1997.3)を参照されたい。

つぎに、「環境保全に向けた政策」の項において、①循環的社会システムを予防原則によって実現する。ここで予防原則とは、「重大な、あるいは取り返しのつかない破壊のおそれのある場合には、科学的な確実性が十分でないことを持つて環境悪化を予防するための費用対効果の高い手段を延期する理由とすべきでないという考え」をいう、②環境リスクの評価という考え方を導入する、③「生物全体の多様性を守るアセスメント」が必要としているが、これらは重要である。もっとも、こうした環境管理上の考え方が最も有効に生かされるのは環境アセスメント、とりわけ、計画アセスメントの局面においてである。小林氏も「アセスメントを法律でやってない国は今やほとんどないという状況で、何で法律ができないのかよくわからない。…法制化を含めて今のやり方を見直す。」としているので、今回の環境アセスメント法制化の動きに期待したい。

そのほかこの項では、「環境負荷にはまず汚染

者負担の原則を貫徹する」、「ニーズに応じた環境情報の公開」、「景気対策にもなる環境事業をしっかりとやる」、「環境税など効率的対策の調査研究」、「技術の社会的評価」により環境技術至上主義を反省する、「海の向こうも考えた国際的取組」を行う、としており、いずれも賛成できる。

ただし、「環境保全型の農業、林業」が説かれている部分には異論がある。小林氏が、「農林省が、…農薬とか化学肥料をあまり使わない環境保全型の農業に当然もっと力が入れられなければならない」と説くのは正当であるとしても、日本の農林業と環境問題とのかわりについての基本的視点到欠があるのではないだろうか。つまり、日本の自然の大半は山林や水田など人手のはいった2次的自然なのであるから、自然の多様性を保護するためには、なによりも過疎と高齢化で衰退しつつある日本の農業と林業にたいする振興施策と環境との関わりを解明することなしには問題は解けないといわねばならない。この点で、環境庁の農林業観は不十分といわざるを得ない。

全体として、小林氏の所論は優れた点も多く、環境庁の中からこうした明確な発言のあることを大きく評価したいが、次の点には、大きな弱点があるといわざるを得ない。

第1は、文中でも指摘したように、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムを物質循環とエネルギーの適正利用の行われる経済社会に変えていく過渡期だからこそ、環境税等の「環境政策上の判断から経済市場に組み込まれた手法」により社会を積極的に誘導していく姿勢が環境行政に今こそ必要であるという点で、やはり及び腰であるといわねばならない。

第2に、上の点に関連するが、物質循環を基調とした経済社会を実現していくには、大量生産・消費・廃棄をもたらす形で発達してきた日本の都市政策の大転換なしにこれは果たし得ないという認識が基本的に欠けているのではないだろうか。

第3に、これもすでに指摘したように、日本の多様な自然と農林業の関係が正確につかまえていないのではないだろうか。

II 宇都宮深志氏の環境基本計画論

宇都宮氏は環境管理に係わるまとまった業績を発表されており、しかも環境管理を地方公共

団体の総合計画行政との関連でとらえようとする一環した姿勢に筆者も共感を抱いている。

(1) 地方公共団体の総合計画と環境基本計画

しかしながら、宇都宮氏の総合計画に係わる議論には若干同意できない点がある。

宇都宮氏の興味は市町村の総合計画と環境基本計画の関係、特に総合計画中に環境基本計画がいかに位置づけられているかをみようというもので、適切な視点といえるが、そうした視点がなぜ必要なかが必ずしも明らかにされていない。この点を少し考えてみよう。

第1に、いうまでもなく環境基本計画の実効性確保のためには、地域開発や公共事業実施を重要な柱とする現代市町村行政において、環境計画の総合計画全体への優位性の確認や、開発・公共事業への庁内チェックシステムの確立なしには、その実現はあり得ない。第2に、大量生産・消費・廃棄社会を新しい物質循環型環境保全の社会経済システムに転換するには、土地利用を軸とする総合的都市政策の転換なしにはそれは実現し得ないのであるから、土地利用基本計画を軸として展開される総合計画の中心にそうした理念が明快に位置づけられることなしには、あるべき環境の総合的管理などは絵に描いた餅に等しい。

私見では、環境の総合的管理を現代日本で成功させるためには、都市の成長管理と農山村の適切な復興・振興（山林や水田といった2次的自然の管理なしには日本の自然の多様性は維持し得ないので）が前提としてとられなければならない。従って、こうした総合的政策課題の実現は環境管理計画のみでは困難で、総合計画にこそその実現の鍵があると考えられる。

また、宇都宮氏は総合計画と環境基本計画の関係の重要性を説きながら、たとえば、熊本市総合計画と環境総合計画の関係をとり上げ、「熊本市の総合計画は一面環境管理計画そのものであるといえる程グリーン計画化している」、あるいは、その環境総合計画は「環境面から総合計画を支援するもの」と高く評価し、また、「注目されることは、環境総合計画は総合計画と相互に連関し補完しあうものであると位置づけていることである」と指摘する。（文献6 206頁）もちろん、こうしたレベルにいたっていない、すなわち、総合計画と環境基本計画が何らの関連をも明確にせず策定されているものもあるこ

とから、そのことからみれば熊本市のそれらが一定の水準にあることは認めるとしても、環境基本計画を総合計画との関連で分析する意図からすればいかにも評価が甘いのではないだろうか。

(2) 川崎市の環境行政と環境基本計画

筆者は、宇都宮氏自身がその環境政策審議会の委員を務めておられる、川崎市の環境基本条例に基づく環境調査制度のようなシステムの存在やその総合計画上の位置づけが存在してはじめて、環境基本計画と総合計画の関連が自治体行政において明確化されたといえるのではなかと考える。

ここで、上に述べた川崎市の環境基本計画をなぜ高く評価し得るかを、宇都宮氏自身の論考にも依拠しながら（筆者には、宇都宮氏の川崎市環境行政の評価は当事者ともいえる立場にも係わらず正確に評価し得ていないように思える。）、また、1994年に実施した川崎市環境保全局環境政策室の田中充氏をはじめとする方々へのヒアリング調査の結果も交えて簡単に紹介しておく。

川崎市は、臨海部の工業地帯への大気汚染規制の強化後も、東京と横浜の間に位置することもあって膨大な通過交通量とその排気ガスによる大気汚染に悩まされ続けている。幹線道路沿いのNox測定値の悪さでは1994年現在でも、全国ワースト1位～3位は川崎市がしめるといえる。田中氏によれば、現在もっとも市が力点をおいているのは臨海部立地企業への原材料・製品の搬入、搬出用の運送自動車のディーゼル車からガソリン車への切り替え協定（臨海部立地企業とそれへの関連運送業者の両者にNox値低減努力を行政指導により求めるもの）によるNox値の低減であるという。

同市は、1976年に全国で初めて「環境影響評価に関する条例」を制定し、1991年12月には、川崎市環境基本条例を制定した。宇都宮氏も指摘するように（文献6 142頁以下参照）、川崎市環境基本条例は、次のような優れた特徴を有する。①「市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図る・・・」（川崎市環境基本条例第2条）として、環境権を明確化したこと、②「市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ、持続的に創造することに

より、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする」(同条例第2条第2項)として、環境資源の適正管理と良好な環境の総合的・持続的創造を環境管理上の基本理念とすることを明確にした、③「市の施策は、環境政策を基底とし、これを最大限に尊重して行う。」(同条例第2条第3項)として、市の諸施策への環境政策の優先を明記したことである。

川崎市の先進的環境行政の中でも最大限に評価してよいのは上の3点目である。そしてこの理念を現実化するために設けられた制度が、環境政策会議、環境調整会議、環境調査制度である。

詳しくは宇都宮氏の紹介を参照されたいが(文献6 146頁以下)、簡単にみておく。環境政策会議は市長の諮問機関であり、通常環境審議会と同様の機能を果たすほか、「自らが必要があると認める場合には、市長その他の関係機関に助言又は勧告することができる」とされており、いわば環境オンブズマンの機能もあわせ持っている点が特徴である。環境調整会議は、助役及び環境施策に係わるすべての局長で構成される庁内会議である。この会議は庁内会議であるためその現実的効果に疑問の声もないではないが、市の諸施策、特に地域開発や公共事業の実施に係わる施策を環境政策の観点からチェックし、環境政策の優先を現実化させるためには是非とも必要なシステムであり筆者は高く評価したいと思う。

筆者の勝手な期待であるが、環境調整会議を十分に機能させ、機能しきれなかった点は環境政策会議が外部から関与するという具合に機能させることができれば理想的であるといえる。もっとも制度設計としては、環境政策の諸施策への優先に住民の直接的関与を制度化すべきであったとの声も当然存在してよい。

次にこれも庁内の内部システムであるため、その限界を指摘する声もあるが、環境調整会議の自己評価システムとして環境調査制度という独自の制度が設けられている。環境調査は、①環境調整会議会長の指示の従い、担当局により実施され、②事業計画等の基本的事項が明確になる基本構想または基本計画の立案段階で実施される点で計画アセスメントの性格の強いものであり、③対象は、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等であり、具体的には、1)市が実施する大規模な開発事業、2)民間事業や国・県・公団等の機関が実施する

大規模な開発事業に係わる許認可方針や、協議方針、3)環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等、について実施される。環境調査の実施手続には、1次調査と2次調査の2つの段階が設けられており、「担当局は、事業計画の概要、環境配慮の基本的考え方を含めた総合評価からなる第1次調査書を環境調整会議の提出する。各局は、提出された1次調査書に対して意見書を提出する。環境調整会議は、各局の意見書をふまえて第1次調査書の審査を行う。地域環境に重大な影響があると判断した場合には、担当局に2次調査書の作成を指示する。」(文献6 150頁)環境調整会議は、1次調査書、場合によっては、2次調査書を総合評価し、審査結果を当該局に通知し、当該局は審査結果を事業計画に反映させることとなる。

(3) 総合計画と環境基本計画の関係のあり方

筆者は、具体的事例に則しての「総合計画と環境基本計画の関係のあり方」についての宇都宮氏の所論に若干厳しい指摘を加えたが、「総合計画と環境基本計画の関係のあり方」の理念について宇都宮氏と意見の相違があるわけではない。

宇都宮氏自身次のように述べられている点については全面的に賛成する。「総合計画は環境管理計画をふまえて策定することが理論的には望ましい。環境管理計画が中・長期の総合計画に環境上の制約条件として作用し、それにより総合計画に対して環境配慮をさせることができる。つまり、環境管理計画から総合計画へのフィードバック過程を重視するシステム化が必要である。その場合、環境管理計画が、条例などにより法的に裏付けされ、地域環境を適正に評価した権威ある環境計画であるべきであることはいうまでもない。」

「総合計画は、環境管理計画を基底におき、他の分野別計画に反映する仕組みを整備すべきであろう。」「総合計画と環境管理計画の間における機能分担などを含めた有機的関係を確立すべきであろう。また、地球環境時代における環境管理の新しい展開としては、環境管理計画を基底においた計画行政の運営が必要である。」(文献6 211,212頁)

今後の課題

以上、環境庁小林光氏の環境基本計画論についてと宇都宮深志氏の環境基本計画論について比較的詳細に検討してきた。小林氏についてその優れた所論と弱点を指摘し、宇都宮氏につき、環境基本計画と総合計画の関係について検討を行った。両者について学ぶべき点が多かったことを感謝するとともに、今後より網羅的に環境基本計画論を検討していきたい。

註1 三重県環境安全部「(他府県等の)環境基本計画の策定状況」1996年6月

註2

(文献1) 浅野直人「日本の環境管理計画と課題」(ジュリスト No.1015、1993.1.1-1.15号特集環境保護の新展開)

(文献2) 青山貞一『環境プランニング』環境総合研究所 ERI 叢書I 昭和62年7月

(文献3) 北村喜宣「自治体環境政策と環境基本法」(年報自治体学第7号『環境と自治』自治体学会編 良書普及会 1994.5)

(文献4) 山村恒年「第7章 環境アセスメントと環境管理計画」(『自然保護の法と戦略』有斐閣選書 1989)

(文献5) 宮本憲一「第5章 環境基本計画をめぐる」(『環境政策の国際化』所収 実教出版 1995.6)

(文献6) 宇都宮深志『環境理念と管理の研究』第5章 川崎市の環境基本条例と環境調査制度 第6章 環境行政と環境管理システム 第7章 総合計画と環境管理計画 1995.6 東海大学出版会

(文献7) 畠山武道「第IV章 環境の保全と環境計画」(畠山武道執筆担当『環境法』阿部泰隆、淡路剛久編著 有斐閣ブックス 1995.7)

(文献8) 環境庁企画調整局編『環境基本計画』大蔵省印刷局 平成6年12月

(文献9) 小林光 環境庁企画調整局計画調査室長「II 環境基本計画について」(『日本の進路研究 環境問題の実践課題 日本再生の処方箋IV』所収 (財)経済広報センター 1996.4)

(文献10) 日本環境会議編『環境基本法を考える』実教出版 1993

[受 入 図 書 一 覧]

本研究室で平成8年6月以降に受け入れた図書は次のとおりです。

経済要覧平成8年版 経済企画庁調査局
地域経済レポート1996年版 同上
文部統計要覧平成8年版 文部省
県民経済計算年報平成8年版

日本銀行調査統計局
地方公務員給与の実態平成7年版

地方公務員給与制度研究会
21世紀への施策要覧1996年度 同友社
物価指数年報平成7年版 日本銀行調査統計局
内訳分類・ウェイト・構成目および接続指数

日本銀行調査統計局
世論調査年鑑平成7年版 総理府
学校五日制で豊かな学力を育てる先生

高階玲治
少女の非行と立ち直り 松本良枝
人は学ぶことができるか 喜多村和之
私の登校拒否 近代文芸社

(読字)の構造 菊池久一
カリキュラム論争 w.B.カノカ
型から見た日本の文化 鹿毛誠一
おとなになるには 氏原 寛
パートタイム労働ビジョン

三重県女性パートタイム労働問題研究会
Q & A 新しい公営住宅法 建設省住宅局
現代エイジング辞典 浜口晴彦他

エイジング大辞典 G.L. マックス
家族は進化するか 光信隆夫他
環境白書(総説)平成8年版 環境庁
環境白書(各論)平成8年版 環境庁
経済白書平成8年版 経済企画庁

公務員白書平成8年版 人事院
通商白書(総論)平成8年版 通商産業省
通商白書(各論)平成8年版 通商産業省
防災白書平成8年版 国土庁

過疎対策の現状平成7年版
国土庁地方振興局過疎対策室
通信白書平成8年版 郵政省
労働白書平成8年版 労働省

子ども白書1996年版 日本子どもを守る会
保育白書1996年版
全国保育団体連絡会保育研究所
婦人白書1996年版 日本婦人団体連合会

情報化白書1996年版

- (財)日本情報処理開発協会
民力 1996 年版 朝日新聞社
- 地方自治便覧 1995 年版 文書事務管理研究会
日本労働年鑑 1996 年版 大原社会問題研究所
家計調査年報平成 7 年版 総務庁統計局
沿岸域計画の視点 染谷昭夫
観光リゾート開発戦略データファイル⑨
リゾート研究会
観光リゾート開発戦略データファイル⑩
リゾート研究会
世論調査事典 NHK放送文化研究所
都市のウォーターフロント開発
ダグラス・M・レン
環境保護の夜明け V・B・シェファー
警察白書平成 8 年版 警察庁
土地白書平成 8 年版 国土庁
建設白書平成 8 年版 建設省
観光白書平成 8 年版 総理府
学校基本調査報告書平成 7 年版(初等)
文部省
地方財政統計年報平成 8 年版
(財)地方財務協会
消費者物価指数年報平成 7 年版
総務庁統計局
地方教育費調査報告書平成 5 会計年度 文部省
都道府県別経済統計平成 8 年版
日本銀行統計局
補助金総覧平成 8 年版 財政調査会
地域経済総覧 1997 年版 東洋経済
余暇・レジャー総合統計年報 96-97
(株)食品流通情報センター
全国市町村要覧平成 8 年版
自治省行政局振興課
社会保障年鑑 1996 年版 健康保険組合連合会
地域統計要覧 1996 年版 地域振興整備公団
中小企業施策総覧平成 8 年版(本編)
中小企業庁
中小企業施策総覧平成 8 年版(資料編)
中小企業庁
アンケート調査年鑑 1996(上・下) 竹内 宏
厚生統計要覧平成 7 年版
厚生大臣官房統計情報部
厚生統計要覧平成 6 年版
厚生大臣官房統計情報部
地方交付税制度解説(単位)平成 8 年版
(財)地方財務協会
地域医療基礎統計 1996 年版
(財)厚生統計協会
- 地域医療基礎統計 1995 年版
労働力調査年報平成 6 年版
豊かさを生む地方自治
公園のはなし
自然の浄化機構
都市の水環境の創造
河川生体環境工学
都市緑地の計画と設計
水辺の景観設計
経済史における人口
生涯学習論
現代ドイツ成人教育方法論
〈計画行政叢書①〉高度情報化社会へのシナリオ
オ
〈計画行政叢書③〉立地環境整備計画
笹生 仁
〈計画行政叢書⑥〉明日の都市づくり
梶原 拓
〈計画行政叢書⑧〉「環境指標」の展開
内藤・森田
実践クロスカリキュラム 高階玲治
いじめの世界が見えてきた 村山士郎
学力から意味へ 村井淳志
いじめの構造 石川二郎
教室という場所 佐藤 学
カリキュラムをつくりかえる 梅原利夫
子ども観の転換と学校づくり
教育科学研究会学校部会
老いの心理学 伊ノ・スチュアート・ハミルトン
老人・障害者の心理 村井・藤田
近世濃尾地方の人口・経済・社会 速水 融
新価値創造産業の展開をめざして
三重県商工労働部
平成 8 年度税務統計書 三重県総務部税務課
職員の給与等に関する報告及び勧告
三重県人事委員会
職員の給与等に関する報告及び勧告(参考資料)
三重県人事委員会
地方分権と地方財政改革
(財)地方自治総合研究所

近刊・読書メモより一編集後記に代えて

疋田敬志

《沖縄関係》

○大田昌秀 『沖縄の帝王・高等弁務官』朝日文庫 1996.1.15 (1983.10.4 ~ 1984.3.11 琉球新報に連載)

*おそらく大田昌秀氏の主要業績といってよいものだろう。若干くどい気がするのと、新聞紙上ということもあって松本清張氏の昭和史発掘などと比べて資料検討があっさりしているように思う。しかし全く僕の知識の欠落している部分を埋めてくれた。1960年代末にこれに近いものが出ていたらすごかったろうな。

○大田昌秀 『沖縄 平和の礎』岩波新書 1996.12.5

*単純な、しかし、重要なことを学んだ。安保条約は、沖縄という 0.6 %の国土に米軍基地の 75 %を負わせる沖縄差別である、という事実。

*大田氏は沖縄研究のため 16 年間、毎年、アメリカに資料収集にいったという。継続こそ学問の命なり。タイに行こう。フランスに行こう。カナダへ行こう。

《アジア関係》

○田辺寿夫 『ビルマ 「発展」の中の人々』岩波新書 1996.5.20

*日本軍のビルマ国軍創設工作の系譜をもつビルマの軍事独裁政権。

*経済の開放・成長が軍事政権の崩壊をもたらしてくるようにも思える。しかしそこに至るまでのアウンサンスーチー氏にひきいられる人々の苦難。

○古田元夫 『ベトナムの世界史—中華世界から東南アジア世界へ』東京大学出版会 1995.9

*ベトナム現代史として中国との緊張関係、東南アジア世界への接近と、興味を引かれた

○小川忠 『インドネシア 多民族国家の模索』岩波新書 1993.8.20

*戦争前のアジア研究が満鉄や政府関連機関でなされたように、現代のアジア研究が政府系のア

ジア経済研究所や国際交流基金でなされる。帝国主義者の元で民主主義者が育つ。喜ぶべきか。悲しむべきか。単なる歴史の繰り返しでないことを祈らずにはおれない。1959 年生まれ的好漢・小川氏のしなやかさよし。しかし、まだ何かをつかんでいない。特に副題・多民族国家の模索という内容に本書は至っていない。

《ヨーロッパ関係》

○清水弟 『フランスの憂鬱』岩波新書 1992.8

*文書も内容も悪くない。近年のフランスを過不足無くまとめている。しかし、外国人移民問題、失業、エフェル塔型社会(ピラミッド型でなく)、産業における国家主導型社会の問題にもっと切れ込んで書けば優れた一編になったろう。

○中沢幸之『資本主義ロシア—模索と混乱』岩波新書 1994.12

*題名と同じように中沢氏も混乱の渦中にある。無理からぬことか。それにしても「模索」の側面はないのかあるいは全然描かれない。民主改革派の実験と敗退という筋を叙述に一本通せなかったのか。そうして初めてオポチュニスト・独裁者エリツィンがはつきりするのでは。また、すでに類書があるのでさけたのかもしれないが(どんなものがあるのか小生は知らないが)ホワイトハウス砲撃事件はきちんと経過を叙述すべきでは。

*最大の不満としては混乱の中のロシア民衆の実像が中沢氏の交流を通じて見えてこない点だ。

○(有)伊勢志摩編集部 『生中継 モクモクの挑戦』

*三重県経済連をやめてモクモクを始めた木村修と吉田修、内発型農業(第1次、第2次、第3次産業をあわせた)として評価してよいのでは。楽しそう。行ってみよう。安全な食品、地元農業の振興にこだわる、しかし値段が高くなってしまうのは、どうする。環境を重視しているというが豚の糞尿の物質循環が取材されていない、あるいは実践がまだ弱い?

*編集の姿勢のせいかな問題点にはあまりふれず、希望と夢を持たそうとしていることもあって少し調子よい面が出過ぎているのでは。

*西名阪、壬生野インター(津から行くと下柘植インターの次)下車、右折 10 分

Tel:0595-43-0909 Fax:0595-43-1129 〒518-13 三重県阿山郡阿山町西湯船 3609「伊賀の里モクモク手づくりファーム」